

花巻新渡戸記念館運営協議会 委員名簿

任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日

(敬称略、五十音順)

職 名	氏 名	備 考 (所属機関等)
会 長	木 村 清 且	花巻市文化財保護審議会 副会長
委 員	熊 谷 るり子	花巻市地域婦人団体協議会 事務局
委 員	多 田 アツ子	矢沢地区振興会
委 員	平 塚 正 隆	一般社団法人 花巻観光協会 専務理事
委 員	福盛田 弘	花巻芸術文化協会 副会長
委 員	堀 合 徳 身	花巻市史談会 会長

事務局

職 名	氏 名	備 考
生涯学習部長	市 川 清 志	
館 長	嶽間澤 茂	
生涯学習課長	佐々木 正 晴	
副 館 長	前 田 佐和子	
上 席 主 査	中 島 明 子	学芸員

議事（１） 令和２年度事業及び利用状況等について

１．事業報告

展示事業

特別展・企画展

- (1) 「新渡戸稲造とは その人物像と功績～追憶集から～ その１」
(R2. 6. 1 ～ 8. 23 84日間) 1,125人
・新渡戸稲造と関わりのあった有志の間で記念事業の企画が行われ、昭和11年11月30日に「文集」と「追憶集」が発刊され、今日でも稲造を知るための根本資料の第一に数えられている。その「追憶集」の中から、30人を取り上げ、2回に分けて紹介した。Part1には札幌・留学・台湾・一高・東京女子大学の時期を執筆した15人を紹介した。
- (2) 「新渡戸稲造とは その人物像と功績～追憶集から～ その２」
(R2. 9. 1 ～ 11. 23 84日間) 2,492人
・Part1に引き続き、Part2として、「追憶集」の中から、国際連盟・太平洋問題調査会・大阪毎日と新渡戸の晩年を書いた15人を取り上げ紹介した。
- (3) 花巻市内文化施設共同企画展 「猫塚家 ～新田開発の先駆者～」
(R2. 12. 5 ～ R3. 1. 24 54日間) 385人
・共同企画展は、平成22年度から「文化によるまちづくり」を推進する事業の一環として生涯学習部が中心となって、各文化施設が同一テーマにて先人・偉人を顕彰する事業を展開してきており、今年度は新渡戸氏の新田開発を支えた猫塚家について寄託資料をもとに紹介した。
(※共同企画展バスツアー、12月10(木) 中止、1月14日(木) 中止)
※参考 ○萬鉄五郎記念美術館 明治・大正・昭和前期のいわて近代美術
○総合文化財センター 嶽妙泉寺
○花巻市博物館 小野寺周徳
○高村光太郎記念館 光太郎と佐藤隆房
- (4) 収蔵資料展「雛人形展」 (R3. 2. 15～4. 14 59日間)
・当館所蔵の花巻新渡戸家に伝わる雛人形のほか、市内旧家に伝わる花巻人形や市民の方の手作りの雛などを展示している。(4月14日は旧暦の3月3日)

教育・普及事業

- (1) 移動研修 コロナ禍のため中止
・公募により参加者を募集し、一般市民の参加のもと新渡戸氏のルーツを探るためゆかりの地（十和田市「幻の穴堰」）を6月上旬に訪ねる予定でした。秋に変更したが、コロナ禍のため中止。
- (2) 「新渡戸氏を知る無料公開日」 コロナ禍のため中止
・5月23日は無料開放とし、地元の社中の協力のもと「お茶会」を開くとともに、津田塾大学学長による講演会を予定していた。10月に変更したが、コロナ禍のため中止。

(3) 開館記念行事「新渡戸フェスティバル～郷土芸能が語る新渡戸氏～」 コロナ禍のため中止

・開館記念行事として地域の文化資産を再認識していただく機会となるように10月10日は無料開放とし、地元の社中の協力の「お茶会」や地元の方々や保育園児による神楽や和太鼓などの公演、秋に変更した津田塾大学学長による講演会の開催予定であった。

(4) 研修・講演会等（館長対応分）

- ①花北振興センターで講演「新渡戸稲造と花巻」（R2.8.7 花北振興センター）
- ②ニトベフレンズセミナーに出席（R2.9.8 盛岡市先人記念館）
- ③新渡戸十次郎生誕200年祭に出席（R2.10.24 十和田市）
- ④市シニア大学で講演「新渡戸家と花巻」（R2.11.17 当館）
- ⑤ボランティアガイド研修で講話（R2.12.10 当館）
- ⑥花巻市観光ボランティア養成講座（花巻観光協会主催）で講演（R3.1.21 交流会館）

2. 利用状況について

(1) 入館者数

◎入館者数の推移

単位:人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	867	1,419	1,224	1,107	2,010	1,264	1,621	1,340	392	378	565	926	13,113
H27	732	1,595	1,393	1,090	1,908	1,365	1,710	1,739	548	548	644	997	14,302
H28	914	1,834	1,599	1,300	1,919	1,403	1,717	1,470	492	430	614	1,015	14,707
H29	926	1,633	1,510	1,121	1,797	1,426	1,255	1,137	394	487	578	854	13,118
H30	975	1,419	1,183	934	1,683	1,260	1,484	1,063	478	591	797	948	12,815
R1	934	1,389	1,354	1,004	1,752	1,187	1,536	974	386	516	505	22	11,559
R2	-	-	177	459	571	749	918	971	299	165	-	-	4,329

R2.3.2～5.31 コロナ禍のため臨時休館

※2年度の計は、1月末現在の数値

◎入館者の内訳及び前年度比較(1月末における比較)

単位:人

年度	個人	団体	共通券		免除者	計
			販売分	他館販売		
R1	3,091	438	1,338	3,903	2,262	11,032
R2	1,648	105	467	1,444	665	4,329
比較	53.3%	23.9%	34.9%	36.9%	29.3%	39.2%

(2) 入館券引換券（観光クーポン券）による入館者について

旅行業法に定める「旅行業」「旅行業者代理業」で市と契約を締結した業者について、観光クーポン券等（入館券引換券）を用いての入館を許し、料金をまとめて後納することができる。

この方法による場合、業者に入館料金の10%を手数料として支払う。

- ・実施時期…平成 28 年 8 月
- ・実施施設…花巻新渡戸記念館、宮沢賢治記念館、宮沢賢治童話村、花巻市博物館、萬鉄五郎記念美術館、高村光太郎記念館、花巻市総合文化財センター、大迫郷土文化保存伝習館、南部杜氏伝承館、石鳥谷歴史民俗資料館、石鳥谷農業伝承館の 11 施設
- ・契約業者…花巻観光協会など 11 業者（令和 3 年 1 月末現在）
 - ①一般社団法人 花巻観光協会 ②(株)十和田電鉄観光社(青森県十和田市) ③宮交観光サービス(株)(仙台市) ④(株)関東バス旅行社(宇都宮市) ⑤弘南観光開発(株)(弘前市)
 - ⑥(株)ジェイティービー(東京都品川区) ⑦(株)東日トラベル(仙台市) ⑧東武トップツアーズ(株)(東京都墨田区) ⑨(株)エイチ・アイ・エス(東京都新宿区) ⑩(株)日本旅行(東京都中央区) ⑪(株)ジャルパック(東京都品川区)

観光クーポン券の年度別利用者数（花巻新渡戸記念館）

単位：人

入館者数 業者名	H30	R1	R2	R2 の内訳
花巻観光協会	1,091	880	277	個人、家族、小グループ 毎月 最小 1月/4人、最大 11月/103人
(株)十和田電鉄観光社	41			
宮交観光サービス(株)	8			
(株)ジェイティービー	38	42	63	9月/1 団体 47人
合 計	1,178	922	340	

※ R2 年度は、1 月末現在の数値

議事（２） 令和３年度事業計画について

１．基本方針

多くの市民に花巻地域の歴史や文化に触れていただき郷土に対する愛着や誇りを醸成するため、花巻地域の開発に貢献した新渡戸氏の顕彰と新渡戸家に関わりのあった先人達の業績を紹介します。

併せて、父祖から受け継がれた資質が結実し、世界平和を希求した国際人・新渡戸稲造の足跡を辿り、花巻の文化資源の再認識に努めます。さらに、地域に根差した記念館を目指し、住民参加型の事業展開を目指します。

２．展示事業

期 間 等	事 業 名	内 容
R 3 年 6 月 1 日 ～10 月 10 日	[特別展Ⅰ] 「新渡戸の言葉の色紙展」	・新渡戸稲造の言葉を教えた中学校長が揮毫した色紙 36 枚を紹介する。 併せて額「本立未治」の本物を展示。
10 月 23 日 ～11 月 23 日	[特別展Ⅱ] 「書画展」	・当館に所蔵されている軸や屏風の紹介。
12 月 4 日 ～ R 4 年 1 月 23 日	[共同企画展] 「傳 ～没後 150 年～」	・新渡戸稲造の祖父・新渡戸傳の一生をパネルで紹介する。
R 4 年 2 月 11 日 ～4 月 3 日 4 月 3 日は 旧暦の 3 月 3 日	[特別展Ⅲ] 「雛人形展」	・当館所蔵の雛人形のほか、市内旧家に伝わる花巻人形などを一堂に会して展示し、一足早く春の息吹を来館者に感じていただく。

3. 教育・普及事業

期 間 等	事 業 名	内 容
R 3 年 6 月	移動研修	<ul style="list-style-type: none"> 市広報により参加者を公募し、新渡戸氏ゆかりの地を訪ねる。 R 3 年度は、奥州市方面を予定。
R 3 年 10 月 16(土)	開館 30 周年記念行事 「新渡戸フェスティバル」	<ul style="list-style-type: none"> 新渡戸稲造という傑出した人物を輩出した新渡戸家を知ってもらうため、「新渡戸教室」を開催する。(津田塾大学学長による講演会「津田梅子と新渡戸稲造」) 地域に根差した記念館として再認識していただけるように無料開放日とし、地元の協力を得てお茶会を開催する。 安野地域で伝承されている神楽、保育園児による神楽(シンガク)と和太鼓の公演を行う。
通年	出前講座	<ul style="list-style-type: none"> 各学校のほか、市内外の各種団体の要望に応じて講座・講演等を行う。

4. その他の事業

期 間 等	事 業 名	内 容
通年	新渡戸記念館「友の会」会員募集の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民に当記念館の存在と、花巻と新渡戸氏の関わりを広く周知させることを目的として、友の会の会員を募集する。 (R3.1.31 現在の会員数 30名)

5. 令和3年度 入館利用者数の目標について

◎入館利用者数の目標値を 20,000 人

花巻新渡戸記念館条例

(設置)

第1条 新渡戸氏及び新田開発等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存、展示等を行い、文化の向上に資するため、花巻新渡戸記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花巻新渡戸記念館	花巻市高松第9地割21番地

(事業)

第3条 記念館は、次の事業を行う。

- (1) 資料を収集し、保存し、展示すること。
- (2) 資料の利用に関し必要な説明、指導及び助言を行うこと。
- (3) 資料に関する調査研究を行うこと。
- (4) その他記念館設置の目的を達成するために必要なこと。

(休館日)

第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- (1) 月曜日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 記念館の開館時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入館料)

第6条 記念館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、入館した後において市長が定める期日までに納付することができる。

(入館料の減免)

第7条 市長は、公益上必要と認めるときは、前条の入館料の全部又は一部を免除することができる。

(入館料の不還付)

第8条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(資料の特別利用)

第9条 記念館において資料の貸出し、撮影、模写等特別の利用をしようとする者は、花巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第10条 記念館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 記念館、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。

- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) その他記念館の管理上支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の行為を行った者に対し、退去を命ずることができる。

(運営協議会)

第11条 記念館の運営に関し必要な事項を協議するため、記念館に花巻新渡戸記念館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は10人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の花巻新渡戸記念館条例(平成3年花巻市条例第16号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった入館料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成28年3月4日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

1 単独入館料

区分	入館料	
	個人	20人以上の団体(1人につき)
小学校児童及び中学校・高等学校生徒	150円	100円
一般	300円	250円

2 共通入館料

対象施設	区分	入館料(1人につき)	
花巻新渡戸記念館	小学校児童及び 中学校生徒	2館共通	200円
		3館共通	300円
		4館共通	400円
宮沢賢治記念館	高等学校生徒及 び学生	2館共通	350円
		3館共通	550円
		4館共通	650円
宮沢賢治童話村賢治の学校	一般	2館共通	550円
		3館共通	800円
		4館共通	1,000円

花巻新渡戸記念館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、花巻新渡戸記念館条例（平成18年花巻市条例第250号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、花巻新渡戸記念館（以下「記念館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の手続)

第2条 記念館に入館しようとする者は、入館前に条例第6条に規定する入館料を納付し、花巻新渡戸記念館入館券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

2 条例第6条のただし書きの規定により入館後の入館料の納付ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に規定する登録を受けて旅行業を営む旅行者又は旅行代理業者が、市と観光券等の取扱いに関する契約を締結しているとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合

(入館料の免除)

第3条 条例第7条の規定による入館料の全部の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市（市の機関を含む。）が共催する事業のために入館しようとする場合
- (2) 旅行業又は旅行業代理業を営む者が主催する観光ガイドのための研修等市への誘客に資する研修のために入館しようとする場合
- (3) 市の公益に資する取材又は報道のために入館しようとする場合
- (4) 修学旅行その他の団体旅行のために入館しようとする者の引率者、当該旅行の旅客の運送を行う自動車等の運転手及び添乗する者が当該旅行及び当該旅行の下見を目的として入館しようとする場合
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する市内の学校又は専修学校の児童又は生徒及び引率する教職員等が教育課程における学習活動及び当該活動の下見を目的として入館しようとする場合
- (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（身体に障害のある15歳未満の者につき、同条第1項に規定する保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあつては、当該15歳未満の者）及びその介護人が入館しようとする場合
- (7) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (9) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令に定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者及びその介護人が入館しようとする場合

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

2 条例第7条の規定による入館料の一部の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該免除の額は、入館料の5割の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 市が後援する事業のために入館しようとする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

3 前2項の規定により入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、花巻新渡戸記念館入館料免除申請書(様式第2号。以下次項において「免除申請書」という。)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、第1項第11号及び前項第2号の規定により免除を受けようとする場合であって市長が別に定める書面を提示するときにあつてはこの限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第6号から第10号までの規定により免除を受けようとする場合にあつては、身体障害者手帳その他障害の程度が確認できるものの提示をもって、免除申請書を提出したものとみなす。

(入館料の還付)

第4条 条例第8条ただし書の規定による入館料の還付は、次の各号に定める理由に該当するものについて、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 災害その他入館料を納付した者の責めに帰すことのできない理由により観覧ができなくなったとき 全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 全額又は100分の50

2 前項の規定により入館料の還付を受けようとする者は、花巻新渡戸記念館入館料還付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(資料の特別利用許可の申請等)

第5条 条例第9条の規定により許可を受けようとする者は、記念館資料貸出許可(変更)申請書(様式第4号)又は記念館資料特別利用許可(変更)申請書(様式第5号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を適当と認め、利用を許可するときは、記念館資料貸出(変更)許可書(様式第6号)又は記念館資料特別利用(変更)許可書(様式第7号)を交付するものとする。

3 資料の貸出しを受けた者が当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに記念館資料汚損(損傷、亡失)報告書(様式第8号)を館長に提出し、その指示を受けなければならない。

(汚損等の届出)

第6条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかに館長に届け出なければならない。

(運営協議会の所掌)

第7条 条例第11条の規定による花巻新渡戸記念館運営協議会(以下「協議会」という。)は、館長の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議する。

(1) 記念館運営の基本的方針及び計画策定に関すること。

(2) 資料展示の企画及び実施に関すること。

(3) その他記念館運営上重要と認められること。

(会長)

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の花巻新渡戸記念館規則（平成3年花巻市規則第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年10月10日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。